

国際海事機関(IMO)第 54 回海洋環境保護委員会(MEPC54)の結果概要

3月20日から24日まで、ロンドンのIMO本部において、開催された第54回海洋環境保護委員会(MEPC54)の審議の概要は以下のとおりです。

1. 海洋汚染防止条約(MARPOL73/78条約)改正採択(議題5関連)

以下のMARPOL73/78条約の改正を採択しました。いずれについても、2007年8月1日に発効予定です。

(1) 燃料油タンクの防護配置のための附属書Iの改正

衝突・座礁等の海難時における燃料油の流出を防止するため、船舶の燃料油タンクの配置(ダブルハル化)に関する規則を附属書Iに追加しました。

2007年8月1日以後に建造契約が行われる船舶又は2010年8月1日以後引渡が行われる船舶のうち燃料油タンクの合計容量が600 m³以上のものに適用されます。

(2) 汚水汚染防止に係る操作要件のPSCに関する附属書IVの改正

外国船舶の監督(PSC)の際に、船員が汚水処理に係る操作に精通しているかどうかを確認する権限を寄港国に付与するため、附属書IVに操作要件に係るPSCに関する規定を追加しました。

2. シップリサイクルに関する新条約草案審議(議題3関連)

2008年から2009年の間にシップリサイクルに関する新たな新条約の採択を目指すことが昨年12月の第24回総会において決議されているところ、本会合においてノルウェーから新条約草案の提案がありました(別紙概要参照)。この提案について、各国が歓迎のうえ、逐条毎に、有害物質の規制のあり方、通報システム等の多岐にわたる議論が活発に行われ、今後は、コレスポнденスグループ(CG)で引き続き検討を行うこととなりました。

(1) 適用船舶

我が国から、国際市場にて通常取引されないような小型の船舶の適用除外や、FRP船のような鋼船と解体の工程が全く異なる船舶に対する取り扱いの検討の必要性がある旨を主張し、条約に反映されることとなりました(具体的トン数等は今後議論)。

(2) インベントリー

ドイツからインベントリー(船上のどこに有害物質が存在するかを示す一覧表)の作成に関するガイドライン骨子案が提案され、我が国からはそれに関連し、インベントリーのフォーマット、並びに一覧表に記載する物質の選定基準について、2本の文章の提案を行いました。次回MEPCに対して、ドイツと共同してインベントリーの作成ガイドラインの提案を行うこととなりました。

(3) 通報システム

通報システムについては、国家間(旗国-再資源化国)の通報ルートの導入が必要であるとする意見と、船主と旗国間及び再資源化施設と再資源化国間のそれぞれの通報ルートが望ましいとする意見に別れ、また、再資源化国による異議通告の仕組みについても検討がなされ、引き続きCGで検討していくこととなりました。

(4) 再資源化施設の要件

今次会合で議論は行わず、CGにおいて議論することとなりました。

(5) 条約の適用日

条約発効から 12 ヶ月後以降に引き渡される船を適用対象とするノルウェー提案に対して、我が国は建造契約が数年先まで埋まっている通常取引の実態を反映すべきである旨主張したところ、30 ヶ月とする提案がなされ、今後検討されることとされました。

(6) 作業計画

条約採択のための外交会議を招集する決定を 2007 年 12 月の第 25 回総会において行うこと等の作業計画が作成されました。

3. バラスト水処理装置の承認に係る審議(議題2関連)

(1) 我が国の提案を踏まえ、活性物質を含むバラスト水処理装置の審査を行う GESAMP-BWWG が 5 月に開催されることとなりました。我が国は、この GESAMP-BWWG の審査を受けるべく、近日中に活性物質を含むバラスト水処理装置の申請を IMO に行う予定である旨表明しました。

(2) ドイツ、韓国から提案のあった活性物質について、GESAMP-BWWG の審査結果を受けて、基本承認が行われました。今後、船上試験を経て最終承認のための審議が行われる予定です。

4. 船舶からの大気汚染防止(議題4関連)

(1) 温室効果ガス(GHG)インデックス

2003 年の総会で作成された「暫定 GHG 排出インデックス」(個々の船舶の二酸化炭素の排出量についての指標)に関し、現在各国が進めている試験運用の実績が十分集積される 2008 年以降、見直しを行うことが合意されました。

(2) GHG 排出削減方法

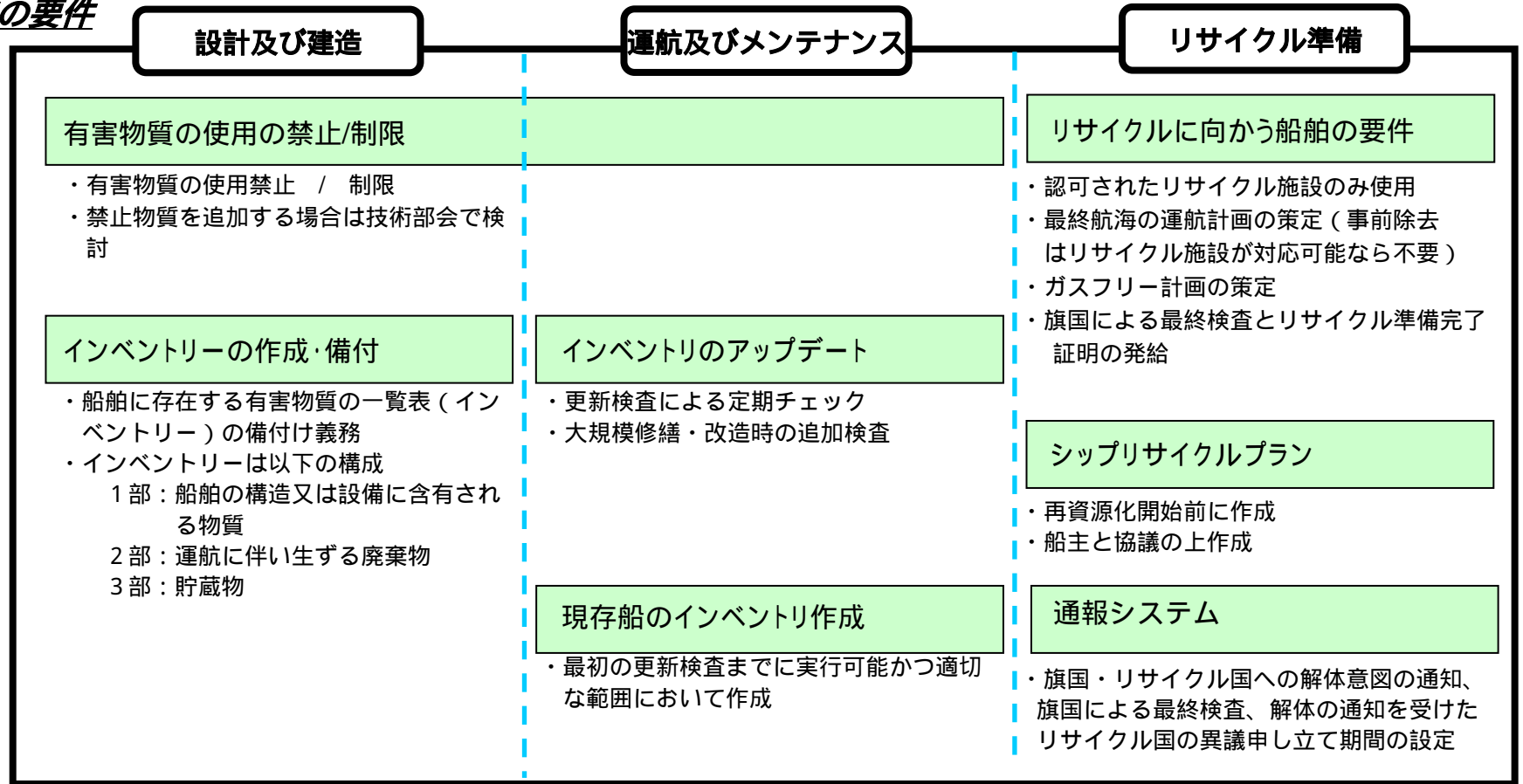
二酸化炭素削減に関する IMO の今後の取り組みについて、ノルウェーから総会決議 A.963(23)のフォローアップをすべきこと、英国より排出権取引の導入を検討することについて提案があったところ、今後、IMO で削減手法の検討を行っていくことの必要性について合意されました。

以上

1. 条約の目的

船舶の再資源化の活動によって引き起こされる海洋環境及び人間の健康への悪影響を減少し、最小化し、究極的には無くし、また、船舶の運航期間を通じた船舶の安全、人間の健康及び環境の保全を増進させる

2. 船舶の要件



3. リサイクル施設の要件

基準に適合したりリサイクル施設を認可(authorize)

条約に適合した船舶のみ受け入れ

リサイクル施設運営計画の策定

ガスフリーの確保

等